

「災いが起こる」と言われ…

靈感商法（開運商法）等のトラブルに注意！

靈感商法（開運商法）とは

「先祖のたたりで不幸になる」「これを購入すれば不幸から免れる」などと、人の不幸や不安につけ込み、高額な壺や数珠、印鑑などを買わせるほか、高額な祈とう料やお布施名目の金品を要求するものです。

雑誌広告などを見て開運グッズを購入したことをきっかけに、祈とうサービスや関連商品の契約をさせられるトラブルの相談も寄せられています。

“自分はだまされない“と思っているにもかかわらず、不安や悩みを抱え、心が弱っている隙を狙われます。

自分だけではなく、知らないうちに家族などがのめりこんでしまうことがあるので注意してください。

靈感商法（開運商法）に関する被害金額の実態

岐阜県内の相談窓口寄せられた、靈感商法（開運商法）に関する2021年度の相談件数は25件で、被害者の申し出に基づく平均契約金額は約17万9千円、平均支払金額は約15万円でした。

ちなみに、消費者庁によると、全国の相談件数は1,435件に上り、平均契約金額は約112万9千円、平均支払金額は約96万9千円でした。

※全国消費生活情報ネットワーク（PIO-NET）に「開運商法」のキーワードで本年7月31日までに登録された件数。平均契約金額、平均支払金額は県、消費者庁が集計。

勧誘手口の例

- ◆悩みや不幸につけこんで近づいてくる
- ◆不安を煽ったあとに、希望をチラつかせてくる
- ◆高額な商品売りつけてくる

- ・開運グッズ

「これを買えば幸せになれる」と、数珠や骨董品、お札、アクセサリなどを売りつける

- ・祈とう・除霊

「悪霊をはらう」「定期的な祈とうが必要」「幸せになれる」と、祈とう料を請求

- ・占いサイト

会員登録は無料でも、占い師や鑑定士とのやりとりで有料のサービスに誘導

- ・スピリチュアル系セミナー

「自己啓発セミナー」「風水で運気が変わる」など、セミナーの参加費を請求

相談事例

- ① 雑誌の広告を見て9千円の開運ブレスレットを購入した。後日その業者から電話があり、「名前を書いてこちらに送れば霊能者が運勢をみる」と言われた。試しに送ってみたところ、「先祖の供養をしたほうがよい。しないと親や子どもに災いが降りかかる」などと言われ、50万円振り込んでしまった。その後も 祈とうが必要だと言われ、300万円振り込むように要求された。「誰かに言うと、その人にも災いが起こるので話してはいけない」と言われているが、あまりにも高額な請求に疑いをもち始めた。
- ② ネットの広告で見た「無料占い」に登録をしたところ、鑑定士からメッセージが届く有料の占いサイトに誘導され利用するようになった。料金が高額になっていったので「やめたい」と鑑定士に返信したが、引き止められたため利用を続け、高額なお金を支払ってしまった。支払った料金を返金してほしい。
- ③ 30年前、宗教団体に入信していた時に、壺や本の購入・献金などで高額な支払をした。今からでも返金してもらえないだろうか。



「消費者庁イラスト集より」

対処法

- お金を多く払うことで運が開けたり幸せになったりするわけではないことを理解し、不安をあおるようなことを言われてもきっぱり断りましょう。
- 購入した事実は取り消すことはできませんが、あっせんの利用で、支払い総額のうち一部の金額の支払いで和解できた事例もあります。まずは相談してください。
- キャッチセールスや電話勧誘などを受けて商品を購入した場合、一定期間であれば返金のできる、クーリング・オフ制度が使えます。
- 困ったときは、お住いの自治体の消費生活センター等で相談してください。

消費生活相談窓口において、相談の解決に向けた助言を行います。
恐怖を感じるような勧誘を受けた場合には、警察にも情報提供してください。

音声ガイダンスに従って
郵便番号を入力するだけ
最寄りの消費生活相談窓口につな갑니다



消費生活相談窓口は
県内の全市町村にあります
県の相談窓口もあります

県民生活相談センターは
(058) 277-1003